

憲法「改正」論の本質

——集团的自衛権行使「合憲化」を求める財界の動向を中心に——

上 脇 博 之

はじめに

（１）憲法「改正」論議は一九八〇年代から再び活発化するが、本稿では、いわゆる湾岸戦争を契機としてさらに本格的に活発化する一九九〇年代から今日に至るまでのものを取り上げて紹介する。それは、八〇年代のものを軽視するからではなく、一九八八年に発覚した「リクルート事件」に乗じて一九九四年に「政治改革」が強行され、その結果、憲法「改正」論がより現実的になってきたことを重視したからである。

また、私は、その主要な主体が財界（及びアメリカ）であると認識しているので、本稿では財界の憲法「改正」論を中心に紹介するが、もちろん、財界が口を出せば自民党をはじめとする保守政党もそれに呼応するので、政党のそれについても紹介することになる。

今の憲法「改正」論（以下、単に「改憲論」という場合もある。）は、政治における新保主義と経済における

新自由主義を強行するために従来の保守政治・経済さえ「改革」しようとするものであり、それゆえ日本国憲法全体の「改正」を目指しているが、本稿では、私の能力の問題もあって、その最大の目玉の一つである平和憲法・第九条の「改正」論議に絞って改憲論を紹介する。

(2) 財界における改憲論議は、経済同友会を先頭に展開されてきたが、従来あまり積極的な発言をしてこなかった日本経団連が最近積極的に乗り出したことが注目される。日本経団連は、後述するように政党の政策を買収するという方向で政治献金の「斡旋再開」を打ち出したから、特に「政治改革」の視点からも注目される。

一九九〇年代以降今日までの平和憲法「改正」論は、軍事的「国際貢献」の「合憲化」と日米安保のグローバル化のための集団的自衛権行使の「合憲化」という二本柱であるが、強いて言えば、一九九〇年代前半に出てきたのが軍事的「国際貢献」論に基づく改憲論であったとすれば、九〇年代後半に出てきたのが日米安保のグローバル化に基づく改憲論であるといえよう。本稿では、両者を紹介するが、どちらかと言えば後者に比重を置いて紹介することにする。

(3) 財界やアメリカの要求で進む日米安保のグローバル化に基づく改憲論の中心な論点になっているのが、日米安保条約で明記されている集団的自衛権の行使の「合憲化」の問題である。

例えばA国とB国が軍事同盟を結んでいるとき、X国のA国に対する武力攻撃にA国自身が反撃するのが個別的自衛権の行使であるが、武力攻撃をX国から受けていないB国がA国と一体になって反撃できるというのが集団的自衛権の行使である。

この点につき、いわゆる日米安保条約は、その前文において「両国が国際連合憲章に定める個別的または集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、…」と、その第五条において「各締約国は、日本国の施政の下

にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」としている。これまでは、一般に、ある国が日本を武力で攻めてきたら軍事大国であるアメリカが反撃をしてくれるので日米安保条約は日本を守る条約だと説明されてきた。またアメリカと戦争をするような無謀な国はないので、安保条約が日本を攻撃することに対して抑止になっている、という説明もされてきたが、ここでは、アメリカの集団的自衛権の行使を前提とするものであった。

しかし、集団的自衛権には逆の面も当然ある。アメリカ軍が、例えば日本の近海にいたときに外国がアメリカ軍を攻めると、同盟国の日本が反撃する義務が国際法上生じるが、しかし、日本政府はこの場合の集団的自衛権の行使は憲法違反であると解してきた。⁽⁵⁾日米安保条約も米軍基地も、専守防衛の一環として日本の平和のためのものであると説明してきたからである。

財界やアメリカは、軍事的「国際貢献」による自衛隊の海外派兵以外に、この集団的自衛権の行使を、「解釈改憲」であれ明文改憲であれ、「合憲化」したいのである。これが今の憲法第九条「改正」論の本質である。

(4) 本稿では、改憲の大きな推進力となっている財界の改憲策動の系譜も振り返りながら、憲法「改正」の本質を明らかにしてみたい。⁽⁶⁾

一、改憲の原型としての一九九四年の経済同友会提言

(1) 現在の改憲論の形がはっきりしてくるのは一九九〇年代中葉である。この時期には、財界のなかからも、有事法制や自衛隊の海外派兵、憲法「改正」に関連する提言が出され始める。

とくに注目されるのが一九九四年に出された経済同友会（代表幹事・速水優）の提言（後述）である。この背景には、湾岸戦争を契機に「国際貢献」論が登場し、国連平和維持活動（PKO）という形で自衛隊の海外派兵が「成功」したことが挙げられる。湾岸戦争後の一九九一年四月にペルシャ湾に掃海艇が派遣された。これを艇子にして、一九九二年六月には国連平和維持活動等協力が成立し、自衛隊がカンボジアへ（九月）、一九九三年にはモザンビーク（五月）やルワンダ（九月）へと派遣されたのである。

（2）その後、国内では「政治改革」が強行された。一九九三年七月の衆議院議員総選挙の結果を受け、八月に「非自民・反共産」の細川内閣が誕生し、一九九四年の一月から三月にかけて衆議院議員の選挙制度は小選挙区本位の選挙制度に変えられ、また同時に国民の税金を原資とした政党助成制度も導入される。小選挙区の区割りの画定を含めると「政治改革」は村山内閣のときの一一月に完成するが、基本的な枠組みは一九九四年の春に決まったのである。⁽⁷⁾

この「政治改革」には建て前と本音があった。その建て前とは、政策選挙によって政治腐敗をなくすというものであった。中選挙区制では自民党は複数候補者を出し、同じ自民党候補者同士で競争するので、政党の政策を主張するより利益誘導が中心になっていた。これを変えるために小選挙区で各政党が一人候補者を出し政策選挙にする。個々の議員・候補者が無理なカネ集めをしなくてすむよう、言い換えれば、政党の執行部にお金が集まるよう、企業献金も政党を中心にし、政党助成も執行部に交付する。これらが建て前であった。金権スキャンダル、政治家の逮捕などが「政治改革」後も相変わらず続いていることから政治腐敗防止の実現が本音でなかったことは明らかであろう。⁽⁸⁾

むしろ、「政治改革」の本音は、小選挙区制や政党助成などによって、党執行部に権限を集中させ、自民党な

どの保守政党の体質を財界の求める方向へと改善をし、財界が要求する「国民に痛みを伴う政策」を実現すること、政権交代があっても財界が困らない保守二大政党制を確立すること、財界の求める憲法「改正」の発議をするための国会づくりを進めることであつた。

(3) 「政治改革」の成立は、改憲の動きに勢いをあたえ、財界の提言も活発化させた。まず、関西経済同友会が、一九九四年三月に『提言 信頼される日本』を発表する。この時点での改憲の論点は、国連常任理事国入りをめざしながら、国民の安全意識の醸成を提案するなど、精神面に力をおいたかたちで、有事法制の整備を提起した。⁽⁹⁾ 関西経済同友会は、四月にも『日本国憲法を考える』との提言で、「有事に即応する有事法制を整備する必要がある」としていた。⁽¹⁰⁾

こうした財界の提言の背景には、一九八〇年代の後半以降、日本の多国籍企業が、海外とくにアジアに進出するなかで、軍事力を使ってその地域の「政治的な安定」を確保するために、自衛隊の海外派兵が必要だという判断があつただろう。これにつき、渡辺治は以下のように指摘する。

「アジア諸国に進出した日本企業にとっては、進出先での企業活動が安定して行われるためにも、地域全体の秩序の安定が不可欠となり、またひとつたび紛争が起こつても、それがエスカレートしないような政治的圧力を自国の政府がかけてくれることが望ましかつた」⁽¹¹⁾

このような考え方はつきり示されているのが、一九九四年七月の経済同友会「新しい国家像を考える委員会」(委員長・堤清二セゾンコーポレーション会長)の『新しい平和国家をめざして』という提言である。ここでは、「必要最小限の自衛力の保持とその国際的平和維持・救援活動への貢献」を、国民と国際社会の理解を得るためにわかりやすい形で法制化すべきである」として「国際貢献」論が述べられており、かかる「法制化」の方法

として、①「現憲法九条の規定を維持し、『安全保障基本法（仮称）』といった法律」によるもの、②「現憲法九条を改正」することによるもの、③「現九条と並記」して「修正九条」によるものという三つの考え方が紹介され、それで現状を法的に打破しようと考えられていた。⁽¹²⁾

軍事的「国際貢献」論に比重が置かれているとはいえ、私は、これが財界における現在に至る改憲の原型になっていると考えている。⁽¹³⁾

また、この一九九四年一月には、読売新聞社が憲法第九条を中心に憲法全文を「改正」する憲法改正試案を発表し、その後の改憲論をリードしてゆくことになる。⁽¹⁴⁾

一、日米安保共同宣言・新ガイドラインとアメリカの要求

(1) 一九九〇年代中葉以降になるとアメリカからの要求が積極的に出され、集团的自衛権の行使を「合憲化」することが最大の課題となる。これが一九九〇年代改憲論のもう一つの特徴である。

一九九六年四月の「日米安保共同宣言」で、日米安保条約の枠組みを「アジア・太平洋地域」さらには「地球規模」のレベルまで拡大することが宣言され、⁽¹⁵⁾ 一九九七年九月には、アメリカと日本の間での軍事的な協力ととりきめた「新ガイドライン」が合意に達した。⁽¹⁶⁾

これにより、アメリカの後方（地域）支援なども可能になり、「日本周辺事態」を「地理的概念ではない」として、日米安保条約にある「極東」（第六条）という地理的な限定を取り払い、アジア・太平洋さらには地球規模で日米が軍事的に協力するという方向に進んでゆく。⁽¹⁷⁾

(2) この時期の財界の提言としては、一九九八年の関西経済同友会の安全保障委員会が発表した『日本の安

全保障をストレートに考え」があり、「本格的な有事法制の整備」が主張される。⁽¹⁸⁾

翌年・一九九九年三月には、経済同友会が緊急提言『早急に取り組むべき我が国の安全保障上の四つの課題』を発表する。ここでは「新ガイドライン関連の法整備の早期実現」を求め、集団的自衛権行使についても「政府の憲法解釈の早期見直し」「我が国自体の有事や緊急事態に備えた法制も速やかに整備すること」を求めている。⁽¹⁹⁾ 当時、財界もアメリカの要求に呼応して新ガイドライン法制を最大の課題としていたのである。

この時期、特に注目されるのは、「政治改革」を強引に推進してきた「民間政治臨調」が「二世紀臨調」（新しい日本をつくる国民会議）に衣更えしたことである。この組織は、財界だけではなく労働組合をはじめ幅広く多くの組織が加わっているが、財界が中心になり、「政治改革」を実現したことで、憲法の「改正」をめざす動きの中心となつてゆく。「民間政治臨調」が解散する前年の一九九八年に、幹事会が「現下の危機に対する緊急提言」として、戦後憲法体制の包括的な検証にまで踏み込んだ、国の政治制度・基本法制のあり方に関する今世紀最後の国民的議論を展開する」という「決意」を表明する。⁽²⁰⁾ この内容が、一九九九年の「二世紀臨調」結成にそのまま引き継がれたのである。⁽²¹⁾

三、新ガイドライン関連法成立後、二〇〇三年一月衆議院議員総選挙まで

(1) 一九九〇年代後半になると、集団的自衛権を事実上行使することが、財界やアメリカの要求する憲法「改正」論議の本質になつてゆく。

ただ、アメリカは、日本で明文改憲を議論することは「バンドラの箱を開けることになる」との危惧からであろうか、⁽²²⁾ 明文改憲よりも「解釈改憲」つまり集団的自衛権の行使を「合憲」とする憲法「解釈」を要求してきた

ものと思われる。もっとも、日本政府は、そのような「解釈改憲」を正面から採用せず、集団的自衛権を事実上行使するための法整備でその要求に応えてゆく。

一九九九年五月には、新ガイドラインを実現するために、広義の有事法制である周辺事態法が成立するが、アメリカが満足する一〇〇%の内容になっていたかといえ、そうではなかった。周辺事態法の審議では、自衛隊は中東あるいは地球の裏側にまでいけるのかという質問も出され、さすがに日本政府もそこまでは行けないと言わざるをえなかった。⁽²³⁾ 自衛隊以外の動員も責務ではなく「協力」にとどまっていた不十分であった。

そして一九九九年七月には国会法が「改正」され、二〇〇〇年一月には、国会の衆議院と参議院にそれぞれ憲法調査会が設置され、「日本国憲法について広範かつ総合的」な「調査」が開始される。

そのようななかで、日本経済新聞は、二〇〇〇年の憲法記念日に、集団的自衛権行使に向け、①明文改憲、②内閣法制局の解釈を変更する「解釈改憲」または安全保障基本法制定による立法改憲、③集団的自衛権概念にこだわらず防衛協力、国際協力を推進することを、選択肢として挙げている。⁽²⁴⁾

そして、アメリカは、二〇〇〇年一〇月、いわゆる『アーミテージ・レポート』で「新ガイドラインの着実な実施」と有事法制の整備を積極的に要求してくるのである。⁽²⁵⁾

その翌年・二〇〇一年九月にいわゆる「同時多発テロ」を受けたアメリカは、国際法に違反しアフガニスタンへの報復戦争を一〇月に開始し、日本は、すぐに二年間の時限立法としてテロ対策特別措置法（報復戦争支援法）をつくり（二〇〇一年一月二日公布）、自衛隊によりその「後方支援」を行った。一二月にはPKO法が「改正」され、制定当時に凍結されていたPKFは凍結解除される。⁽²⁶⁾

そのような中で、アメリカは国際法をあえて無視する方針を公然と採用してゆく。翌二〇〇二年のブッシュ大

統領の一般教書演説での「悪の枢軸」発言に明確に示されているが、九月の、いわゆる『ブッシュ・ドクトリン』によって、「悪の枢軸」と名指しした国に対し、「脅威が米国の国境に達するよりも前に破壊することで、米国の利益を防衛する。米国は国際社会の支持を得るために努力を継続するが、必要とあれば、単独行動をためらわず、先制する形で自衛権を行使する。テロリストへの財政援助や聖域供与もなくす。」などとして、アメリカは単独行動、先制攻撃をおこなうと公言し、アメリカは国連憲章をも遵守しないで戦争をおこなう方向へとすすんでゆくのである。⁽²⁸⁾

(2) この「同時多発テロ」の前後における財界の提言を見ていくと、経済同友会は二〇〇一年四月に『平和と繁栄の二一世紀を目指して』という提言を発表し、「集団的自衛権行使」に関する「政府見解の再検討」や「二〇〇五年憲法改正に向けた議論の促進」を提案する。⁽²⁹⁾ その一年後には、関西経済同友会の安全保障委員会が『二一世紀 日本の安全保障戦略の確立を目指して』という提言も発表し、「実効性ある有事法制を早急に整備すべき」と提言し⁽³⁰⁾、さらに経済同友会も『憲法問題調査会活動報告』を発表し、「有事法制・緊急事態法制の整備」を強く説いた。⁽³¹⁾

要するに、アメリカの要求に応えるかたちで、新ガイドラインの整備や有事法制が積極的に提案されているのである。

さらに二〇〇二年二月、「二一世紀臨調」は、国の基本法制定検討会議第一回中間報告『国の外交・安全保障・危機管理に関する基本法制上の課題』において、「国家の緊急事態……に対処するための個別法制」と有事法制の制定を強調し、さらに「憲法改正」についても言及しており、⁽³²⁾ 大変注目される。

そのような中で、衆議院の憲法調査会は、この年(二〇〇二年)十一月一日、『中間報告書』を出すのである。⁽³³⁾

(3) こうして二〇〇三年に狭義の有事法制が成立するに至るまで、憲法「改正」を視野に入れつつ、積極的
に広義及び狭義の有事法制の整備がアメリカの戦争を支援するためにすすめられていく。

武力攻撃事態対処法をはじめとする第一弾の狭義の有事法制が、二〇〇三年の六月に、与党だけではなく、野
党の民主党が妥協するかたちで成立する。⁽³⁴⁾ つづいて七月、アメリカの先制攻撃にもとづく軍事占領を支援するた
めの「イラク復興支援特別措置法」が成立し、⁽³⁵⁾ 一〇月には、二年間の時限立法であったアフガニスタンへの報復
戦争の後方支援をおこなうためのテロ対策特別措置法が延長される。⁽³⁶⁾

アメリカの戦争に協力するための法整備が一つひとつ、しかも矢継ぎ早に強行されてゆくが、これを通じて、
政府は積極的に集団的自衛権の行使の方向に事実上半歩踏み込んだ解釈の転換をしていると言えるだろう。

アメリカのアーミテージ国務副長官は、二〇〇三年九月に訪米した衆議院の憲法調査会会長の中山太郎氏など
とも積極的に意見交換し、集団的自衛権について「内閣法制局が柔軟な解釈をしないといけないと思ってきた」
と述べている。⁽³⁷⁾ アーミテージは、来日した二〇〇四年二月にも、日本記者クラブにおける記者会見で、集団的自
衛権の行使について「もう少し（解釈に）柔軟性があつたらいいと考えている」と述べている。⁽³⁸⁾

こうして集団的自衛権の行使を容認するアメリカの要求が強まるなかで出されたのが、二〇〇三年四月の経済
同友会憲法問題調査会の意見書『自立した個人、自立した国たるために』である。有事法制の整備や「憲法改正」
と同時に、「集団的自衛権の行使に関する政府解釈を改め、適正な目的と範囲を踏まえて『自衛権』の行使につ
いての枠組みを固めること」と提言し、今後、解釈改憲により集団的自衛権の行使を「合憲」にするよう強く迫
っているわけである。⁽³⁹⁾

(4) 護憲政党を除き各政党はこのような要求に応じてゆく。まず、超党派での国会議員の連携である。自民

党、民主党、公明党のいわゆる国防族議員でつくられている「安全保障議員協議会」（会長・瓦力元防衛庁長官）が二〇〇三年一月に、集団的自衛権の行使容認や巡航ミサイルの導入、非核三原則の見直しなどを内容にした『「主体的防衛戦略」の具体化に向けて』と題する文書を公表した。⁽⁴⁰⁾すでに二〇〇一年秋には、中山太郎（後に衆院憲法調査会会長となる）が会長をつとめる憲法調査推進議員連盟（自民、公明、民主の有志議員で結成）が、憲法「改正」手続きを定める「憲法改正国民投票法案」を発表していたので、改憲にむけた超党派の動きは急ピッチで進んだ。

また、国会の両院の憲法調査会には議案提出権が認められていないため、自民党憲法調査会・内閣部会合同会議は、二〇〇四年四月二十七日、議案提出権のある「憲法委員会」を衆参両院に常任委員会として設置することを盛り込んだ国会法「改正」案の要綱案をまとめた。⁽⁴²⁾

改憲の動きで特筆すべき特徴は小泉純一郎首相・自民党総裁の動きである。これまで長い間、内閣総理大臣が憲法「改正」について発言することはほとんどなかった。ところが小泉内閣になって変化する。自民党の総裁就任会見で「自衛隊が軍隊でないというのは不自然だ」（自衛隊が）憲法違反といわれないような憲法をもったほうがよい」（二〇〇一年四月二十四日）と発言し、⁽⁴³⁾国会でも内閣総理大臣として二〇〇三年の五月に「自衛隊が軍隊であると正々堂々とと言えるように、将来やはり憲法を改正するのが望ましい」と発言している。⁽⁴⁴⁾二〇〇三年八月二十五日、小泉自民党総裁は、自民党の結党五〇周年にあたる二〇〇五年一月に向け、党としての憲法改正案策定の検討を指示した。

その結果、二〇〇三年一月の衆議院議員総選挙では、憲法「改正」がひとつの争点になった。自民党は「政権協約」で「二〇〇五年、憲法改正に大きく踏みだす」と書いた。

民主党のマニフェストに対しては、財界が、前述の間接的な働きかけに加えて、直接大きな役割をはたした。二〇〇三年九月一八日に、民主党が「マニフェスト」(第一次草案)を公表したの⁽⁴⁵⁾に対し、経済同友会の北城悋太郎代表幹事は「民主党がめざす国家像や政策体系がやや不明確で」あり、「その基本である『憲法改正』についての考え方」が明らかにされていないと注文をつけた。⁽⁴⁶⁾これを受け、また改憲を公言してきた自由党と合併したことを契機に民主党は「論憲から創憲へ」立場を変え、⁽⁴⁸⁾「新しい憲法をつくる」などを盛り込んだ「マニフェスト完全版」を発表したのである。⁽⁴⁹⁾

四、二〇〇三年二月衆議院議員総選挙後、二〇〇四年七月参議院議員通常選挙まで

(1) 有権者はその他の争点の方に注目したようであるが、争点のひとつに「憲法改正」があがったため、これに乗じて総選挙後は「憲法改正」に向けた動きが加速するのであるが、アーミテージ国務副長官(当時)が、雑誌『文藝春秋』で、「私は二〇〇〇年に『アーミテージ・リポート』という二一世紀の日本の安全保障のあり方を記した報告書を発表した。最近もそれに関する記事を書いており、そこで憲法九条が(日米同盟や国際社会の安定のために軍事力を用いる点で)邪魔になっていいる事実を挙げた。連合軍の共同作戦をとる段階で、ひっからざるを得ないということです。それが偽らざる所懐です」と発言した⁽⁵⁰⁾ために、これが日本での改憲論議に拍車をかけたのではなからうか。

自民党憲法調査会の憲法改正プロジェクトチーム(杉浦正健座長)は、二〇〇四年三月九日、憲法改正草案の策定に向け、前文の書き換えを柱とした報告書を同調査会に提出した。⁽⁵¹⁾同プロジェクトチームの同月二五日の会合では、憲法九条二項を削除したうえで自衛隊の存在と集団的自衛権の行使を明記すべきだ、との意見が大勢を

占めたという⁽⁵²⁾。自民党の安倍晋三幹事長は、四月末に、ワシントン市内の保守系シンクタンクである「アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所(AEI)」での英語講演「進化する日米関係」において、集団的自衛権の行使を認めない現行の憲法解釈について「国内向けの理由では世界には通用しない。政府の解釈はいろいろな面で限界にきている」と述べ、日米同盟の「双務性」を高めるため、集団的自衛権の行使を認める憲法改正が必要だと主張したという⁽⁵³⁾。

また、二〇〇六年までに憲法改正案を策定する立場を表明している民主党の憲法調査会も、「年内に新たな憲法提案を取りまとめる」「参議院選挙前に中間報告をまとめる」という方針を明らかにした⁽⁵⁴⁾。

さらに、公明党は「論憲」から「加憲」へと立場を改憲に一步踏み出した当時、憲法第九条は変えないという立場であったが⁽⁵⁵⁾、その後その立場も変えようとしている。公明党の議員のなかには、憲法九条については第三項で自衛権と国際貢献を盛り込もうという意見がある。同党の「デイリーニュース」は次のように議員の意見をまとめる神崎代表の発言を紹介している。

「憲法第九条について、党の現在の立場は「堅持する」という立場だ。基本的には、文言も変えず、そのままという考え方が大筋だろうが、党内には、九条の理念と精神は変えない、堅持する、と(やや柔軟に)理解すべきだという意見もある。さらに、九条(一項、二項)を堅持しつつ、今議論されている自衛権の問題、国際貢献の問題について明記した方がいいのではないかとということ、例えば、九条三項という形で趣旨を明確にした方がいいのではないかとという意見もある。そういう点を含めてしっかり(党内で)議論したい⁽⁵⁶⁾」

そして、防衛庁の古庄幸一海上幕僚長は、二〇〇四年四月二〇日の定例会見において、このままの状態では「国際的に十分な活動ができない」として、「もし(集団的自衛権などの制約が)解決できれば、任務が拡大さ

れても柔軟に対応できる」と語り、集团的自衛権の行使が将来的に認められるべきだとの考えを示した。⁽⁵⁷⁾

(2) 参議院議員通常選挙(二〇〇四年七月)直前に、日本商工会議所は、「憲法問題に関する懇談会」の第一回会合を開催し、この会合では、衆議院憲法調査会の中山太郎会長を招き、国会における審議の状況や論点について説明を受け、意見交換を行ったが、山口日商会頭は開会挨拶において、「かつては憲法改正という即戦争賛成というような改正反対論が多かったが、そうした声は小さくなった。改正について検討すべきではないかという声が国民大多数の意見になっている。各党とも改正について議論しており、商工会議所としても中小企業を含む国民大多数の望む憲法改正ができるよう意見を表明したい」と述べ、また、「改正のポイントとして、九条、公共の福祉の保護、教育問題の三点に言及した」。⁽⁵⁸⁾

選挙直前の六月には自民党は次のような内容などを盛り込んだパンフレット『憲法改正のポイント』を発行する。「私たちの目指す九条の改正は、まず自衛隊を軍隊として位置付けることです。次に、集团的自衛権の行使も可能となるようにする必要があります」。⁽⁵⁹⁾

そしてまた、自民党憲法改正プロジェクトチームは「個別的・集团的自衛権の行使に関する規定を盛り込むべきである」などとする『論点整理』(六月一〇日)⁽⁶⁰⁾を、公明党憲法調査会は「個別的自衛権の行使は現行憲法でも認められているとの解釈が主流であり、集团的自衛権の行使は認めるべきではないとの意見が大勢である」となどとする『論点整理』(六月一七日)⁽⁶¹⁾を、民主党憲法調査会は「国連主導の下の集団安全保障行動であっても、自衛権の行使であっても、武力の行使は強い抑制的姿勢の下に置かれるべきである」などとした『中間報告』(六月二二日)⁽⁶²⁾を、それぞれ発表する。⁽⁶³⁾

同月一四日には、野党第一党の民主党も賛成する形で、国民保護法案などの有事関連七法案が成立している。⁽⁶⁴⁾

五、政党買収で政治介入を強める日本経団連と財界の圧力強化の理由

(1) これまでの財界の一連の動きは、経済同友会を中心とした組織が積極的に提案をしてきた。実際に日本経団連のほうは(前身の経団連も含め)これまで改憲論について、具体的な提案を行ってこなかった。安全保障について発言をしても、どちらかと言えば「専守防衛に徹し」という控えめな形で「日米安全保障体制をわが国の安全保障政策の基盤に位置づけ、アジア太平洋を含む世界の安定のための『平和のための同盟』として発展させていく。」と言及する程度であった。⁽⁶⁵⁾

しかし、日本経団連の動きがまったく消極的で、無視していいというわけではない。日本経団連は、二〇〇三年五月に、政党の政策評価にもとづいて企業献金を斡旋する方向を打ち出し、同年九月に「優先政策事項」を決定し、⁽⁶⁷⁾ 同年一二月には寄付の申し合わせを行ったことは軽視できない。⁽⁶⁸⁾ 翌年・二〇〇四年一月の末には「自民党が八五点、民主党は五〇点以下」という「第一次政策評価の発表」を行い、⁽⁶⁹⁾ これに基づいて、二〇〇二年には一九億円だった会員企業の献金の額を当面四〇億円に拡大する方向を打ち出した。⁽⁷⁰⁾ こうしたなかで、先の衆議院選挙でも政党の政策が日本経団連の政策に都合のいいように誘導された可能性も否定できない。

かつて財界が主張してきた「政治改革」の建て前から考えれば、カネで買収する今回の日本経団連のやり方は明らかに矛盾である。これは、財界にとつて政治のうえでは自分たちの要求が十分実現していないということの裏返しであり、財界の焦りの現れであろう。二一世紀臨調⁽⁷¹⁾や経済同友会がマニフェスト選挙を仕掛けざるを得なかったのも、基本的には同じである。⁽⁷²⁾ 小泉内閣の政治は、痛みをうける国民の側からすれば「改革」はすすんでいるのであるが、痛みを押しつける財界からするとまだまだテンポが遅いというわけである。

ただ、このとき、日本経団連の政策評価の項目には、安全保障関係、自衛隊の海外派兵や集団的自衛権の行使、憲法九条「改正」の事項がふくまれていなかった。それは、他の政策を優先させた結果なのであるが、その前提には、有事法制などが成立したので、とりあえず評価項目に入れる必要はなかったと考えるべきだろう。

しかし、日本経団連の奥田碩会長は、参議院議員通常選挙（二〇〇四年七月）を前に、雑誌『文芸春秋』一月号で、「憲法改正」発言をした。⁽⁷⁴⁾これは具体的なものではなかったが、その後、徐々に具体化されてゆく。

二〇〇四年二月に日本経団連は、集団的自衛権の行使にまったく無関係とはいえない、武器輸出三原則の見直しを自民党に陳情し、案の定、奥田会長は、二〇〇四年四月二六日の記者会見で、「経団連としては、本年五月の総会で、憲法問題や安全保障問題などについて検討する委員会の設置を決める予定である」ことを明らかにしていたが、⁽⁷⁵⁾実際五月二七日の総会において「国の基本問題検討委員会」の新設を決定した。これにつき奥田会長は、「イラク問題やテロの諸状況を背景に、国のあり方や憲法問題、安全保障問題などについて、経済界として検討する必要がある」ことが、「委員会設置の趣旨である」と説明している。⁽⁷⁶⁾すでに憲法「改正」の方向を出している経済同友会の北城恪太郎代表は、「他の経済団体から改正の方向で意見が出てくることを期待している。」⁽⁷⁷⁾などと述べ、日本経団連の同委員会設置を歓迎し期待を表明した。

(2) 改憲を進める勢力の働きかけは、日本経団連による政党買収、政策買収だけではない。「理論」的にも活発化している。

現在二一世紀臨調の共同代表をしている政治学者の佐々木毅は、一九九四年の「政治改革」によっても「政治とカネ」の不祥事が続発していることを認めながらも、連立政権の時代が到来したとして政権選択、政策選択、政党選択という三点セットを強調して一九九四年の「政治改革」を高く評価し続けている。⁽⁷⁸⁾同じく政治学者の飯

尾潤は、連立与党の統一的な「政権公約」が作成されなかったことを認めながら、マニフェストブームが「お任せ民主主義」への決別宣言である⁽⁷⁹⁾と不可解な評価を行っている。同じく北岡伸一は、二〇〇三年の総選挙で、「二つの中心勢力があつて、いずれも政権の担い手となりうるという意味」での二大政党制になったと説明し、二大政党制は有権者が政権を選択できる「権利」と言う点で「歓迎する」と強弁している⁽⁸⁰⁾。

二一世紀臨調は、「政党の国民的基盤は……弱体化し、政党の存在感はむしろ希薄化の道を辿った」と言いながら、「政権公約についての議論を更に充実させ、その質を向上させていくことこそが、政治改革一〇年の経験を踏まえたわれわれの課題である」と述べ⁽⁸¹⁾、「政治改革」の失敗を正面から認めてはならない。そして、参議院議員選挙を「政権選択の選挙」とは位置づけられないものの、衆議院議員総選挙の前回（二〇〇三年）と次回とを結びつける「中間選挙」であると勝手な位置づけを行い、今年の参議院議員選挙を「マニフェスト選挙」にするよう呼びかけており⁽⁸²⁾、そのために公選法をさらに改正するよう提言している⁽⁸³⁾。

また、経済同友会は、次期参議院議員通常選挙・衆議院議員総選挙で「マニフェスト・サイクル」を根づかせることを提言するとともに、第九次選挙制度審議会を早期に設置し、「衆議院の選挙制度」については、「政権交代可能な二大政党制への流れを促進するためにも、……完全小選挙区制への早期移行を進めるべきである」と提言している⁽⁸⁴⁾。

(3) このように財界が政党への圧力を強化した理由としては、第一には、前述したように日本の多国籍企業の海外資本の「防衛」のための自衛隊の海外派兵という本音があるが、それだけではない。

第二には、武器輸出三原則の見直し要求に見られるようにハイテク戦争やハイテク軍備が軍需産業の利権となつていているという「死の商人」としての本音があるだろうし、第三には、「戦後復興」における利権に群がる財界

の本音が出てきたのではなからうか。特に第三の点につき、憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）事務局長の川村俊夫は、以下のように指摘する。

「戦争は、破壊に劣らず利潤追求の場を、『復興』の名において提供します。破壊された学校、鉄道、道路、電気、水道などのインフラ整備、エネルギーの確保やバイプライムの復旧などに巨大な資金が投入されるからです。九九年のケルン主要国首脳会議（G8）でEUがうちあげたコソボ紛争の復旧計画は、五五億ユーロ（約五五〇〇億円）の規模に及んでいます。イラク復興にかかわる事業でも、米国防総省は、電力、石油など二六の事業に総額一八六億ドル（二兆五千億円）を見込んでいます。しかもアメリカは、イラク復興事業への参加を、米、イラクのほか『連合国のパートナー』である日本などに限定すると発表しています（米国防総省、〇三年一二月五日）。アメリカにとって『復興』事業は、アメリカ企業をうるおすだけでなく、アメリカの戦争にたいする貢献度を査定する『論功行賞』の材料にもなるのです。……。日本の大企業が自衛隊の海外派兵に熱を入れはじめたことも不思議ではありません。しかし、そのような絶好の商機をもたらす地域紛争の火種は、いま世界に数千、数百潜在しているといわれます⁽⁸⁵⁾。

六、二〇〇四年七月参議院議員通常選挙から現在まで

(1) 参議院議員通常選挙直後の七月二九日にはアメリカで、元自民党の岡田克也民主党代表は、集团的自衛権の行使を「広く」認める立場を批判すると同時に、憲法を改正して国連安保理の明確な決議がある場合に「海外における武力行使」を可能にすべきであるとの立場を披露した⁽⁸⁶⁾。民主党は日米安保条約廃棄の立場にない⁽⁸⁷⁾ので、この発言は、少なくとも同条約が認めている「日本国の施政の下にある領域」（第五条）という範囲内で集团的

自衛権の行使を狭く認める立場であると理解される。

また、八月三〇日に同党代表に無投票再選されたときの「公約」でも、岡田代表は、一〇年後の日本の近未来を、国連決議の下で自衛隊を多国籍軍に派遣し武力行使していると描いていた。⁽⁸⁸⁾

自民党は、一月に、「個別的又は集団的自衛権を行使するための最小限度の戦力を保持する組織」として「自衛軍を設置」し、自衛軍による武力行使を認めるなどを盛り込んだ『憲法改正草案大綱（たたき白）』を発表した。⁽⁸⁹⁾これについては、その後、陸上自衛隊の幕僚の幹部が、軍隊の設置や集団的自衛権行使の容認、国民の国防義務などを盛り込んだ憲法改正案をまとめ、自民党の中谷元・憲法改正案起草委員長（元防衛庁長官）に提出していたことが発覚した。⁽⁹⁰⁾同大綱は撤回されることになるが、これが原因ではなく、大綱の内容について同党の参議院議員が参議院軽視であると反発したからであった。そこで、自民党は、一二月中旬に、党総務部において小泉総裁を本部長とする「新憲法制定推進本部」及び同本部の下に「新憲法起草委員会」（委員長・森喜朗前首相）を新設して、党内の改憲論議を出直すことになった。

そして、第七一回自民党大会（二〇〇五年一月一八日）において、「わが党は、本年一月の党憲法草案策定に向けて国民運動を展開し、党員をはじめ国民各界各層の意見を取り入れた形の立党五〇年自民党憲法草案を策定する。」という運動方針を採択した。⁽⁹¹⁾

二〇〇五年一月二四日、自民党本部で「新憲法起草委員会」の初会合を開き、テーマ別に設置する計一〇の小委員会が三月までに報告書を作成、四月末までに委員長試案を策定する方針を了承した。⁽⁹²⁾そして、三月中旬に、「新憲法起草委員会」は『中間報告（未定稿）』を作成した。それによると、自衛権と自衛隊を明確化することを決め、「集団的自衛権については、その範囲をいかに規定するかについては今後、議論の余地がある。」として

いた。⁽⁹³⁾

(2) 一方、財界の改憲論議は参議院議員通常選挙後、ますます活発化した。まず、二〇〇四年七月下旬には、日本経済調査協議会(日経調)⁽⁹⁴⁾の調査専門委員会「葛西委員会」(委員長・葛西敬之・東海旅客鉄道会長)は、「集団的自衛権の行使にたいする日本のこれまでの考え方についても、現憲法下において、当然、問い直されてしかるべきだと考える。」「安全保障や国際貢献にかんする基本法の制定や、憲法改正により、軍事力使用の枠組みを憲法に明示することなども考える必要があるう。」と提言した。⁽⁹⁵⁾

また、同年一月には、経済同友会が『イラク問題研究会意見書』を発表し、「今後の自衛隊の国際貢献活動に関する規定を恒久法として整備すること」などを提言した。⁽⁹⁶⁾

そして、一二月には、日本・東京商工会議所の「憲法問題に関する懇談会」は、『憲法改正についての意見』中間とりまとめ』を発表し、特に「安全保障」について、「集団的自衛権のあり方に関しては、……更に議論を重ねるべきところである」としつつ、「国際協力活動に自衛隊の派遣を認めるべきである」とすると共に「自衛権を保持すること」及び「自衛のための『戦力の保持』を「明記すべきである」などと提言した。⁽⁹⁷⁾

さらに、日本経団連は、一月に発表した評価項目には「内外の情勢変化に対応した戦略的な安全保障・外交政策の推進」が新たに加えられたが、これにつき、二〇〇五年二月には、「憲法改正を視野に入れつつ、自衛隊が国際社会と協調して世界平和に向けた活動を一層強化することができるよう、必要な立法などを進める。」と解説されるに至っている。⁽⁹⁸⁾

これに先立ち、日本経団連は、同年一月に、「集団的自衛権に関しては、わが国の国益や国際平和の安定のために行役できる旨を、憲法上明らかにすべきである。」などの内容を盛り込んだ憲法「改正」を提言した。⁽¹⁰⁰⁾ 最大

の財界団体でもあり、露骨に政治への関与を強めようとしている日本経団連が、憲法「改正」にも影響力を行使し始めたことは、大いに注目されるのである。

最後に、小泉首相が「我が国の安全保障と防衛力の在り方について、幅広い視点から、総合的な検討を行う」ために設けた「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長 荒木浩・東京電力顧問）は、二〇〇四年一〇月に、報告書をまとめた。その報告書は、自衛隊の付随的任務として位置付けられてきた「国際平和協力活動」を「本来任務と位置付けるべきである」などと提言するとともに、「更に検討を進めるべき課題」として集団的自衛権につき「政府においては、集団的自衛権の行使に関連して議論されるような活動のうち、わが国としてどのようなものの必要性が高いのか、現行憲法の枠内でそれらがどこまで許容されるのか等を明らかにするよう議論を深め、早期に整備すべきである。」と付記していた。^⑩

七、憲法の改正手続きと「一見すると穏健な改憲」論

(1) 以上のように、憲法「改憲」を推し進めている主体は財界（及びアメリカ）であり、その主要な射程の一つは憲法第九条の「改正」であり、集団的自衛権行使を「合憲化」することなのであるが、それを明文改憲で実現するとすると、大きな障害で出くわすことになる。その障害とは、衆参両院での「三分の二以上」の賛成による発議と国民投票での「過半数」の賛成とを明記している日本国憲法の改正手続き（第九六条）である。

その点で言えば、明文改憲が現実味を帯びるとするならば、第一に、衆議院でも参議院でも「三分の二以上」の賛成を得るような内容になると予想される。言い換えれば、発議が行われるとすれば、与党第一党の自民党だけでなく野党第一党の民主党、さらには与党の公明党も賛成するような内容で憲法改正案がまとまることにな

るだろう。

そこで気になるのは、改憲を党是としている自民党が独自の改憲論で突っ走れば突っ走るほど、他党が賛成できなくなるという可能性が出てくるということである。民主党の党憲法調査会長の枝野幸男衆議院議員が最近次のように述べていることが参考になる。

「いま想像できる範囲では、国会で三分の二を形成するためには与党と野党の第一党同士が協力して合意しなければならぬ。しかしそれが自己主張をすればするほど、合意から遠ざかっていく。」⁽¹⁰²⁾

ちなみに、「調査」権限を超えて改憲論議が行われた衆議院憲法調査会では、二〇〇五年四月一五日の『報告書』によると、「集団的自衛権の行使の是非」について、「これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見」、「これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見」そして「これを認めるべきではないとする意見」に「ほぼ三分された」という。⁽¹⁰³⁾

(2) 第二に、憲法改正のための国民投票でも「過半数」の賛成を得るような内容になると予想される。言い換えれば、憲法「改正」が成立するためには、国民の「過半数」が賛成するような内容で憲法改正案がまとまることになるだろう。この点で気になるのは、世論調査の結果である。憲法改正については世論調査によってはさまざまな回答があり、改正を容認する世論が大きくなっていく調査も存在している。

たとえば西日本新聞の二〇〇四年元日付で報じられた世論調査では、憲法改正についての容認派、積極派は八割を超え、憲法第九条についても自衛隊の存在を明記すべきという意見が五九%あると報じられた。⁽¹⁰⁴⁾しかし、紛争後の復興支援や平和維持活動のために時限立法ではなく必要に応じて自衛隊を海外派遣できるようにする恒久法の制定については、「反対」が五九%にのぼっている(賛成は二七%)⁽¹⁰⁵⁾し、集団的自衛権に関しては、「これま

での政府解釈が妥当」が三五%で、「使えるよう明記するべき」という意見は三四%にとどまっている。⁽¹⁰⁶⁾つまり、九条改憲論者のなかには、「自衛隊の明記には賛成だが集团的自衛権行使の明記には反対」の「専守防衛」論者も少なくないのである（右の数字で言えば二五%）。

これに関連して、今、自衛隊を容認し、専守防衛は認めるべきだと考える人たちのなかにもイラクへの自衛隊派遣に対し反対の意見が強まっているということは注目に値する。郵政大臣や防衛政務次官を歴任し、政界を引退した箕輪登が、二〇〇四年一月二八日に、自衛隊のイラク派遣は違憲・違法であり、国民の平和的生存権を侵害するとして派遣差し止めと慰謝料一百万円を求め、自衛隊のイラク派遣の中止を求める裁判を札幌地裁に提訴した。また元防衛庁の教育訓練局長であった小池清彦・新潟県加茂市長は、自衛隊派遣は憲法違反だと断言し、「自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書」を二〇〇三年七月と一〇月に政府に提出しており、「平和憲法は国の宝だ」と主張している。⁽¹⁰⁷⁾

(3) それゆえ、アメリカの戦争への協力に反対する「専守防衛」論者は少なくないのである。このような世論を前提にすると、集团的自衛権とその行使について明文で定める憲法「改正」案では、専守防衛の枠を超えた明文改憲になってしまうので、日本国憲法の原点に立ち「自衛隊も安保条約も違憲で不必要」という国民だけではなく、「専守防衛を維持すべきである」という国民もその「改正」に反対することになるだろう。

もちろん、憲法「改正」のための国民投票が「改正」案の各条文ごとではなく「改正」案を一括して投票して賛否を問う方式が採用される可能性もあるので、発議される「改正」案には何らかの形で集团的自衛権が明記される可能性もあるだろう。だが、国民投票で確実に過半数を獲得するために、あるいはまた、その前の段階である国会における発議の段階で「三分の二」を獲得するために、改憲勢力が妥協を迫られることも予想される。

そのため、憲法「改正」案では、憲法第九条「改正」を盛り込まずに憲法改正手続きを「改正」し、国民投票を経ることなく国会の決議だけで憲法改正を可能にするもの（二段階改憲論）になる可能性があるが、憲法第九条「改正」を盛り込んだものであっても「一見すると穏健な改憲」案、例えば集团的自衛権とその行使については言及しないという内容になる可能性がある。

現に、二〇〇五年四月四日に発表された、自民党の新憲法草案委員会がまとめた要綱の要旨によると、「積極的に国際社会の平和に向けて努力するという趣旨を明記する」とはあるものの、「自衛のための自衛軍を保持する。自衛軍は国際の平和と安定に寄与することができる」と書かれているだけであり、集团的自衛権とその行使については全く言及されていない。⁽¹⁰⁸⁾

八、「一見すると穏健な改憲」案における「解釈」と憲法改正の限界

(1) では、このように「一見穏健な改憲」案は、本当に穏健なのであるか。言い換えれば、「専守防衛」に徹した改憲は本当にありうるのだろうか。結論から言えば、これは現在の改憲をめぐる動向のなかでは、決して実現されない、非現実的な改憲論なのである。

例えば、現在の改憲の原型の一つでもある読売新聞の第一次改憲試案（一九九四年）においては、日本国憲法第九条第二項を削除し、試案の第一条第一項で「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる」と規定したが、このときにこの条項をもって「わが国が個別的、集团的両自衛権を保持していることが、より一層、明確になろう」と解説していた。⁽¹⁰⁹⁾つまり、自衛のための組織をもつことができる改憲をするだけで、言い換えれば、「集团的自衛権の行使が認められる」と明記しなくても、個別

的自衛権の行使だけではなく集団的自衛権の行使も可能だと解釈されてしまうのである。日米安保の存在が前提となつているからである。

同じような主張はほかにもある。たとえば、元首相で、今は政界を引退している中曽根康弘は、衆議院議員当時、著書『二一世紀日本の国家戦略』のなかで、「自衛権の発動で自分を守るために、同盟条約を結ぶのだから自分を守つてもらうために相手を助ける自衛権の行使、すなわち集団的自衛権の行使は当然認められるべきです」と個別自衛権の延長として、集団的自衛権の行使を説明している。⁽¹⁰⁾ 中曽根が主宰する世界平和研究所は、「日本国は、国際の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つため、防衛軍をもつ」などとした『憲法改正試案』を発表しているが、その「解説」において、「集団的自衛権については、自衛概念の中に個別的自衛権と切り離さず同様に含まれるものとの立場をとる。」と説明している。⁽¹¹⁾

小泉首相の盟友である衆議院議員の山崎拓は、著書『憲法改正』のなかで、「自衛のため、および国際安全保障のため、陸海空、その他の軍事力を持つことを明記する。つまり、国防組織の存在を憲法上、きちんと認知する。これによって『集団的自衛権』の行使も認められることになる」と説明している。⁽¹²⁾

野党第一党の民主党の元代表の鳩山由紀夫衆議院議員は、雑誌『文藝春秋』で、「日本国は、自らの独立と安全を確保するため、陸海空その他の組織からなる自衛軍を保持する」との憲法改正試案を発表しているが、その際、「この条項により、個別的、集団的自衛権を保有していることについては議論の余地がなくなる」と説明している。⁽¹³⁾

民主党の米沢隆グループ「創憲会議」の『「創憲」を考えるための提言』も、「九条二項を削除または修正し、自衛のための武力行使が可能である旨を明確にすること」で、「それにより、自衛の手段としての集団自衛も

当然に肯定されるので、国家の固有の集団的自衛権の行使が憲法によって禁じられているという解釈は成立しなくなり、集団的自衛権をめぐる解釈問題は解決する。」と説明している。⁽¹¹⁴⁾

このような改憲論者の主張、そして財界およびアメリカの要求から考えても、「専守防衛」に限定した改憲を今行うというのはありえないのである。

(2)そこで、憲法改正の限界の問題について私見を述べておきたい。憲法の改正には内容上の限界があるのか否かという問題について、通説は限界があるとの立場(限界説)であり、また、その限界の具体的な内容の問題について、限界説のなかでの多数説は、それが国民主義、平和主義、基本的人権尊重主義という三つの基本原理であると解釈してきた。⁽¹¹⁵⁾そして、侵略戦争を放棄した憲法第九条第一項を残し平和主義を維持した上で、同第二項を「改正」して(あるいは第三項を付加して)自衛隊(軍隊。以下同じ)を認めることは、理論上は憲法改正の限界内であると解釈してきた。⁽¹¹⁷⁾ここでは、侵略戦争は許容されてはならず、「専守防衛」が許容されていたのではなからうか。

他方、少数説は、自衛隊を認めるだけの憲法改正さえ憲法改正の限界を超えると解釈している。⁽¹¹⁸⁾そもそも憲法改正とはその成文憲法について自ら定める手続きにしたがって意識的に変更を加えることであるから、既存の憲法を前提とした事柄である点で新しい憲法の制定と区別されるので、憲法の継続性、同一性あるいはまたアイデンティティを変更するのは、憲法改正ではなく新しい憲法の制定になってしまうと解釈すべきである。そう解すると、日本国憲法のアイデンティティの一つは、恒久(非軍事・非武装)平和憲法であり、自衛戦争をも含め一切の戦争を永久に放棄し、自衛のための戦力をも保持しないものであるから、自衛隊を認める改正は憲法改正の限界を超えると解釈されるべきであらう。また、憲法第九条は、第一項で侵略戦争だけでなく自衛戦争

も放棄していると解釈する立場からは、自衛隊を認める改正は、そもそも憲法改正の限界を超えるものであり許されないと解釈されるべきだろう。⁽¹⁹⁾ 浦部法穂は、参議院憲法調査会において次のように参考人として陳述している。

「第九条を変更して、例えば自衛戦争や武力行使を認めたり、戦力の保持を認めるといふようなことは、現行憲法の基本原理の大きな変更となるだけでなく、その現行憲法の構造にも大きな変更を加えざるを得ないものでありまして、これもやはり改正ではなく現憲法の廃棄と新憲法の制定というふうにみなすべきものというふう⁽²⁰⁾に考えます。」

それゆえ、如何なる理由があろうと、つまり「専守防衛」のためであれ、自衛隊を認めるなど戦力を保持するための改正はその限界を超えるので憲法解釈上許されないと解すべきである。

このことに加えて、今の改憲論との関連で重要なことは、日米安保を前提にした今の改憲論では前述のように自衛軍を認める「改正」をしただけで集团的自衛権の行使が「合憲」と解釈されてしまうのであるから、従来の多数説の立場に立ったとしても、自衛隊を認める憲法第九条の「改正」は日米安保条約を破棄しない限り専守防衛の枠を超えてしまうがゆえに憲法改正の限界を超えると理解すべきである、ということである。

さらに、憲法第九条が「改正」されても、それが憲法適合的に運用される保証はない。というのは、アメリカは国際法違反の先制攻撃も行っているのです、そのように国際法上自衛権行使の要件さえ充足しないアメリカの戦争にさえ日本が軍事的に協力するために日本政府は「集团的自衛権を行使する」と強弁する危険性が高いからである。集团的自衛権の行使を「合憲化」、さらにはその要件を充足しない場合でも集团的自衛権行使としての運用も「合憲化」することになりかねない改憲は、たとえ憲法第九条第一項を残したとしても平和主義という日本

国憲法の基本原理を實際に維持してゐることにはならないだろう。

(3) 国民のなかには、集团的自衛権の行使には反対だが、国連中心主義に基づき自衛隊による「国際貢献」のための憲法改正を肯定する者もあるだろう。⁽¹²¹⁾そこで、もう一つ注意を要するのは、自衛隊の活用を行う軍事的「国際貢献」⁽¹²²⁾のための憲法第九条「改正」が許されるのか、という問題である。私見では、軍事的「国際貢献」のための憲法第九条「改正」は、憲法のアイデンティティを根本的に変更するものであるから憲法改正の限界を超えると解されるし、加えて、今の軍事的「国際貢献」論は、例えば国連安全保障理事会の決議なしにアメリカがイラクに先制攻撃したことが象徴しているように、国連中心主義でさえないため明らかに憲法の改正の限界を超えていると解される。

小泉内閣がイラクに自衛隊を派遣している説明の仕方は、「人道復興支援」であり、いわば「国際貢献」「国際協調」であるが、⁽¹²⁴⁾実際には日米軍事同盟優先であり、アメリカ貢献でありながら、それが国際協調と両立すると説明されている。このような説明一つをとつても、「国際貢献」という形で歯止めをかけたつもりでも、実際には集团的自衛権の行使や日本の参戦には何ら「歯止め」がかけられないことは明白である。また「国際貢献」と声高に叫ばれた、多国籍軍による湾岸戦争が、本当に正義の戦争であったのかを検討すると、少なくとも劣化ウラン弾による湾岸戦争症候群⁽¹²⁵⁾という加害ひとつとつても、「正義の戦争」とさえも到底言えないだろう。⁽¹²⁶⁾

(4) 以上のように考えると、集团的自衛権の点でも軍事的「国際貢献」の点でも、今の憲法第九条「改正」論は現憲法に内在している憲法改正の限界を超える違憲の憲法「改正」論であるから、現憲法の改正手続きによることは現憲法が許容してはいないと解される。⁽¹²⁷⁾それゆえ、国会が財界の求める憲法第九条「改正」のために国民に憲法「改正」を發議することは、国会議員の憲法尊重擁護義務(第九九条)にも反すると解される。

おわりに——さらなる「解釈改憲」と明文改憲への地ならしの危険性

(1) 憲法第九条をなし崩し的に無力化する動きは、改憲政党と日本政府によって一貫して強められてきた。戦後、自衛隊も存在してきたし、日米安保条約も存続し米軍基地も置かれてきた。保安隊が自衛隊に衣更えした一九五四年には、参議院本会議で「海外派兵をなさざる決議」まで行ったにもかかわらず、PKO、あるいはアメリカの後方支援というかたちで、海外派兵が強行され、憲法の歯止めが外されてきた。このように憲法第九条は確かに守られていない。

しかし、だからといってこの存在がまったく無意味になったわけではない。アメリカや財界にとっては、やはり今でもこの憲法第九条や国民の平和意識が邪魔になっている。集団的自衛権の行使が「合憲」と解釈されてはいるからである。だからこそ、財界は憲法第九条の「改正」を目論んでいるのである。

このような明文改憲は私見によると前述のように従来の多数説においてさえも憲法改正の限界を超えるものであると解されるのであるが、改憲勢力は、現行憲法の改正手続きにより目的を達成しようとしている。この点では、衆参の憲法調査会が最終報告書を提出したので、憲法改正のための手続きを定めた、国会法の「改正」と国民投票法の制定が、財界にとって次の課題となるだろうし、また、衆参の憲法調査会を衣更えしてそれに議案提出権を認めるのか、それとも議案提出権のある「憲法委員会」を衆参両院に常任委員会として設置するののかも、大いに議論になるだろう。

(2) しかし、憲法「改正」には前述のように大きな障害がある。アメリカは、国連憲章も守らず、先制攻撃を行い、大量破壊兵器や非人道的兵器を使って戦争を行う「ならずもの国家」であるから、この「ならずもの国

家」に協力することは、けっして真の国際貢献ではないし、国際的な正義に合致するものではなく、むしろそれに反するものであり、その結果、戦争加害者となる日本も、アメリカと同じようにテロの対象になってしまい、平和が脅かされることになるだろう。「専守防衛」論者が、専守防衛を貫き、集団的自衛権の行使に途を開こうとしている現在の改憲案に反対すれば、明文改憲は実現しないことになる。この点を意識して改憲政党は憲法「改正」の内容についての調整に時間を要することになる。

そうなると、明文改憲により正面から理論的に集団的自衛権行使を「合憲化」する途以外に、これまでのように「解釈改憲」を更に進めて集団的自衛権の事実上の行使を達成する途が採られる可能性が高くなるだろう。現に、例えば日本経団連は二〇〇五年一月の提言のなかで、「緊急事態への対処や自衛隊の国際活動の拡大、集団的自衛権の行使などは」「憲法改正を待つことなく、早急に手当てすべきである。」とも提言し、さらなる「解釈改憲」を強要してもいた。⁽⁹⁸⁾ 日本経団連の政治献金の「斡旋」を受ける与党の自民党や「政権準備政党」の民主党など保守政党は、財界やアメリカの要求に応えないわけには行かないからである。その前段階として、自衛隊の海外派兵を時限的ではなく恒久的に可能にする法律の制定や、軍事的「国際貢献」を自衛隊の本来任務とする自衛隊法の「改正」も、画策されることであろう。⁽⁹⁹⁾ これは、近い将来の明文改憲への地ならしとなることだろう。

二〇〇五年四月一日脱稿

同年五月八日校正（加筆・修正）

(1) 一九八〇年代を含め戦後の改憲論については、渡辺治『憲法改正の争点』旬報社（二〇〇二年）を参照。

- (2) 一九九〇年代初めの改憲論については、同右書以外に、渡辺治『九〇年代改憲を読む』労働旬報社（一九九四年）を参照。また、一九八〇年代及び九〇年代改憲論については、渡辺治ほか『憲法改正』批判』労働旬報社（一九九四年）、隅野隆徳『日本国憲法五〇年と改憲動向』学習の友社（一九九七年）を参照。
- (3) 参照、小沢隆一「人間を不幸にする財界の改憲構想」『前衛』七八九号（二〇〇五年四月号）八六頁以下。
- (4) これについては、渡辺治の前記文献のほか、渡辺治「今、なぜ憲法改悪か？」『月刊憲法運動』三二九号（二〇〇四年三月号）二頁以下、同「いま改憲論とどう向き合うか 民科法律部会市民講座『いま戦争と平和を考える』②」『法学セミナー』六〇四号（二〇〇五年四月号）七四頁以下、後藤道夫「九条改憲と新自由主義——支配層がねらう社会と国家」『月刊憲法運動』三三三九号（二〇〇五年三月号）一一頁以下を参照。
- (5) 参照、浅野一郎・杉原泰雄監修『憲法答弁集一九四七～一九九九』信山社（二〇〇三年）一一九～一二〇頁「高橋通敏外務省条約局長答弁」、一四二～一四三頁「答弁書・一九八一年五月二九日提出」、一四三～一四四頁「角田礼次郎内閣法制局長官答弁」。
- (6) 本稿は、上脇博之「憲法改悪へと政治を誘導する財界の動き」『前衛』七七七号（二〇〇四年四月号）五六～六六頁を基に、論題と小見出しの一部を変更し脚注をつけ、本文も「です、ます」調から「である」調に改めるとともに、その後の展開を加筆し、紀要掲載のために大幅に修正したものである。
- (7) 一九九四年の「政治改革」の事前、事後の展開については、上脇博之『政党助成法の憲法問題』日本評論社（一九九九年）二八頁以下を参照。
- (8) 「政治とカネ」の問題については、上脇博之「政治とカネの関係はどうあるべきか」『前衛』七五二号（二〇〇二年六月号）五九～六八頁を参照。
- (9) 関西経済同友会安全保障委員会『提言 信頼される日本』一九九四年三月。
- (10) 関西経済同友会基本問題部会憲法問題委員会『日本国憲法を考える』一九九四年四月四日。

- (11) 渡辺治『憲法改正の争点』旬報社(二〇〇二年)二三三頁。
- (12) 経済同友会「新しい国家像を考える委員会」『新しい平和国家をめざして』一九九四年七月二六日。
- (13) 一九九〇年代前半における軍事的「国際貢献」の改憲論としては、例えば小沢一郎『日本改造計画』講談社(一九九三年)一二二―一二六頁がある。他方、「専守防衛」の従来の改憲論の代表としては、自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議編『日本国憲法改正草案』現代書林(一九九三年)二四―三七頁がある。なお、経済同友会の提言とその批判については、上脇博之「経済同友会の改憲論と社会党の変節」『月刊憲法運動』二二三号(一九九四年八月号)六一―八頁を参照。
- (14) 『読売新聞』一九九四年一月三日。なお、読売新聞社は、その後も、第二次改憲試案(『読売新聞』二〇〇〇年五月三日)及び第三次改憲試案「憲法改正二〇〇四年試案」(『読売新聞』二〇〇四年五月三日)を発表している。
- (15) 一九九六年四月一七日の「日米安保共同宣言」は、「アジア・太平洋地域」さらには「地球規模の問題についての日米の協力」を宣言します。
- (16) 一九九七年九月二三日に日米間で新ガイドライン(新日米防衛協力指針)が合意したが、ここでは、「日本周辺事態」を「地理的概念ではない」とされている。
- (17) 日安保共同宣言及び新ガイドラインについては、浅井基文『ここが問題 新ガイドラインQ&A』青木書店(一九九七年)、森英樹・渡辺治・水島朝穂編『グローバル安保体制が動きだす』日本評論社(一九九八年)、水島朝穂『この国は「国連の戦争」に参加するのぞか 新ガイドライン・周辺事態法批判』高文研(一九九九年)、などを参照。
- (18) 関西経済同友会安全保障委員会『日本の安全保障をストレートに考え、戦略的かつ主体的意思決定と責任ある行動を』一九九八年一月。
- (19) 経済同友会『緊急提言 早急に取り組むべき我が国の安全保障上の四つの課題』一九九九年三月九日。
- (20) 民間政治臨調幹事会『現下の危機に対する緊急提言』一九九八年八月一三日。

- (21) 「新しい日本をつくる国民会議」発足総会『新発足宣言』一九九九年七月一二日。
- (22) クリントン政権で国防次官補をつとめたジョセフ・ナイ氏は、当時、雑誌で「我々としては、条約改定や日本国憲法改正が必要だとは思いません。法的な枠組みにまで触れると、パンドラの箱を開けることになる不安があるので。……現在、日米安保関係の再構築に向けて、両国合同で作業に入っていますが、これもあくまで現行の条約・憲法の範囲内で行っています」と述べていた(ジョセフ・ナイ「東アジアの安定には米軍のプレゼンスが不可欠だ」『Foreigner』一九九五年四号三八頁〔四〇頁〕)。
- (23) 第一四五回国会における予算委員会(一九九九年一月二六日)において、小淵内閣総理大臣は「周辺地域については、日本の周辺地域、こういうふうに限定しておるわけでございまして、したがって、しばしば歴代外務大臣も答弁しておりますように、これは、中東とかインドネシアとか、ましてや地球の裏側というようなことは考えられない」と答弁している。同じく、高村正彦外務大臣の答弁、「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」(同年三月三日)での高村正彦外務大臣の答弁、「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」(同年三月三日)での高村正彦外務大臣の答弁と浅野勝人委員の質問・発言も参照。
- (24) 日本経済新聞「次代へ活きる憲法に 自律型社会に対応を」二〇〇〇年五月三日。
- (25) 米国防大学国家戦略研究所(INSS)特別報告『合衆国と日本——成熟したパートナーシップに向けて』二〇〇〇年一〇月一日。
- (26) 平和維持隊(PKF)の凍結解除などPKO等協力法「改正」案成立(二〇〇一年二月)。
- (27) ブッシュ米大統領は、二〇〇二年一月二九日の「一般教書演説」で朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、イラン、イラクの三方国を「悪の枢軸」と呼び、これらの国の「危険な政権」が世界の平和を脅かしていると断じ、対テロ戦争の推進を宣言した。また米政府は、同年五月六日、「悪の枢軸」にシリア、リビア、キューバを付加したが、「大量破壊兵器を所有し、量産して世界各地のテロリストに供給している」というのが認定理由であったという。
- (28) 『アメリカ合衆国国家安全保障戦略』(いわゆるブッシュ・ドクトリン)二〇〇二年九月二〇日。その先取りは

すでにその三ヶ月以上前に表明されていた。「ブッシュ米大統領は一日、ニューヨーク州にあるウェストポイント陸軍士官学校の卒業式で演説し、『テロとの闘いでは、守りに回って勝てない。敵に戦闘を挑み、敵の計画を崩壊させねばならない』と述べ、先制攻撃をしかける必要性を強調した。』（『朝日新聞』二〇〇二年六月三日）。

(29) 経済同友会『平和と繁栄の二一世紀を目指して——新時代にふさわしい積極的な外交と安全保障政策の展開』二〇〇一年四月二五日。

(30) 関西経済同友会の安全保障委員会『二一世紀 日本の安全保障戦略の確立を目指して』二〇〇二年四月。

(31) 二〇〇二年三月に経済同友会の全会員（二四〇〇名）に自ら実施した「憲法問題に関する意識調査」（有効回答数四三四）において有事法制につき「早急に整備を進めるべき」という回答が九〇・四%あった。これ踏まえ「国内で大規模な災害や、治安に大きな影響を与える事件が発生した場合、またわが国に対する直接的な攻撃・脅威が発生した場合には、自衛隊単独で、または在日米軍と協力して事態に対処することとなる。『日本においては、このような場合の自衛隊及び在日米軍の行動を規定し、その適切な対処を可能とする『有事法制』、『緊急事態法制』が欠如している。』このことは、国として迅速かつ有効に危機に対処することを妨げるという意味で、大きな問題である。』

「有事においてやむを得ず超法規的な対応を許すことにより、不当に国民の権利を損なったり、周辺諸国からの不信を招いたりする惧れもある」（『経済同友会『憲法問題調査会活動報告』二〇〇二年四月二二日）。

(32) 「現憲法下で国家としての安全保障を一貫性のある法体系のもとに実行するため、『安全保障基本法』を制定する。これに基づいて、『国家の緊急事態…に対処するための個別法制』と『有事…に対処するための有事法制を体系だてて整備する必要がある』と提言し、また、『憲法が改正される際には、国家の有事あるいは緊急事態に国家の安全と繁栄のために国民の権利・義務を明確にする規定が設けられることが期待される』とも提言している（二一世紀臨調国の基本法制検討会議第一回中間報告（外交・安全保障部会編）『国の外交・安全保障・危機管理に関する基本法制上の課題』二〇〇二年二月二二日）。

- (33) 衆議院憲法調査会の中間報告とそれへの批判については、『月刊憲法運動』三二六号(二〇〇二年二月号)における小林武、小沢隆一、高橋利安、塚田哲之、前原清隆、木下智史、倉持孝司、倉田原志、上脇博之の各論文を参照のこと。
- (34) 二〇〇三年六月六日に成立した有事関連三法とは、武力攻撃事態(対処)法、自衛隊法「改正」、安全保障会議設置法「改正」である。なお、この有事法制の問題については、水島朝穂編著『知らないといけない「有事法制」』現代人文社(二〇〇二年)、弓削達監修・反改憲ネット二編『有事法制 何が問題か?』明石書店(二〇〇二年)、自由法曹団編『有事法制のすべて』新日本出版社(二〇〇二年)、渡辺治・三輪隆・小沢隆一編『戦争する国へ 有事法制のシナリオ』旬報社(二〇〇二年)、自由法曹団編『有事法制とアメリカの戦争——新「有事法制のすべて」』新日本出版社(二〇〇三年)、水島朝穂編著『世界の「有事法制」を診る』法律文化社(二〇〇三年)、などを参照。
- (35) イラク復興支援特別措置法の制定(二〇〇三年七月二六日)。この法律によると、政府はいわゆる非戦闘地域に自衛隊を派遣できることになっているが、イラクは戦闘地域と非戦闘地域とを明確に分けられる状態になかったので、自衛隊のイラク派遣は、憲法違反だけではなく、この法律にも違反していた。
- (36) アラビア海への自衛隊派遣を二年間延長するテロ対策特別措置法「改正」成立(二〇〇三年一月一日)。
- (37) 『朝日新聞』二〇〇三年九月一〇日夕刊。
- (38) 『共同通信』二〇〇四年二月二二日。
- (39) 経済同友会憲法問題調査会『憲法問題調査会意見書・自立した個人、自立した国たるために』二〇〇三年四月二一日。
- (40) 『しんぶん赤旗』二〇〇三年一月二四日。
- (41) 次の3点について議院運営委員会理事会で申合せがなされている。「①憲法調査会は、議案提出権がないことを確認する、②調査期間は、おおむね五年程度を目途とする、③会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から

- ら選定する」。参照、参議院憲法調査会のHP。
- (42) 『しんぶん赤旗』二〇〇四年四月二十八日。
- (43) 小泉純一郎自民党総裁就任会見(二〇〇一年四月二十四日)。
- (44) 二〇〇三年五月二〇日、参院有事法制特別委員会での小泉純一郎首相答弁。
- (45) 民主党ニュース・トピック「民主党マニフェスト第一次草案を発表」二〇〇三年九月一八日。
- (46) 参照、民主党ニュース・トピック「経済同友会とのマニフェスト意見交換会を開く」二〇〇三年一〇月一日、経済同友会「代表幹事の発言 記者会見発言要旨」二〇〇三年一〇月七日。
- (47) 参照、民主党ニュース・トピック「02合併党大会」菅代表がマニフェストを発表」二〇〇三年一〇月五日。
- (48) 『国民主権』『基本的人権の尊重』『平和主義』という憲法の三つの基本理念を踏まえつつ、基本的人権の多様化、国際協調の必要性といった時代の要請にも即した憲法論議を積極的におすすめ。憲法を『不磨の大典』とすることなく、またその時々都合のよい憲法解釈を編み出すのではなく、憲法が国民と国の基本的規範であることをしっかりと踏まえ、国民的な憲法論議を起こし、国民合意のもとで『論憲』から『創憲』へと発展させます。(民主党ビジョン)
- (49) 民主党ニュース・トピック「菅・小沢合同会見でマニフェスト完全版を発表」二〇〇三年一〇月一七日。なお、民主党は、マニフェストの項目を選挙期間中に追加している(民主党ニュース・トピック「民主党マニフェストの追加項目を決定・発表」二〇〇三年一〇月三十一日)。
- (50) リチャード・アーミテージ「緊急発言・憲法九条は日米同盟の邪魔者だ」『文藝春秋』二〇〇四年三月号一二八頁【一三一—一三二頁】。
- (51) 「自民党憲法調査会の憲法改正プロジェクトチーム(杉浦正健座長)は九日、憲法改正草案の策定に向け、前文の書き換えを柱とした報告書を同調査会に提出した。新しい前文には『健全な愛国心』を盛り込むほか、分かりやす

い文章によって教育的効果を持たせることを打ち出した。同調査会は六月にまとめる憲法改正草案のたたき台にこうした考えを盛り込む。「報告書は昨年一二月から今月三日まで八回開いた会合の議論を踏まえて作成された。『新たに前文に盛り込むべきだ』と結論づけたのは、健全な愛国心のほか、(1)日本の歴史、伝統、文化、国柄(2)日本の目指すべき方向と理念(3)誤った平和主義、人権意識への戒め(4)環境権、循環型社会の実現——など。現行憲法が明記している国民主権、基本的人権の尊重、平和主義はそのまま残す。』(『毎日新聞』二〇〇四年三月一日)。

(52) 『朝日新聞』二〇〇四年三月二六日。

(53) 『朝日新聞』二〇〇四年四月三〇日夕刊。

(54) 「民主党憲法調査会(仙谷由人会長)は四日午後、憲政記念館・憲法五〇年記念ホールで昨年一一月の総選挙後初めての総会を開き、年内に新たな憲法提案を取りまとめることを決めた。参議院選挙前には中間報告をまとめる。」

「今後、(1)総論へ国のあり方、最高法規(2)統治機構へ地方分権を除く(3)人権保障へ人権を担保する制度の検討など(4)分権自治へ道州制を含む(5)安保国際へ国連との関係、地域安保など——の五つのテーマについてそれぞれ小委員会を設けて検討作業に入ることを決めた。」(民主党ニュース・トピックス「党憲法調査会、年内の憲法提案策定を確認」二〇〇四年二月四日)。

(55) 「わが党の立場は、憲法の骨格をなす三原則や九条は変えることなく、憲法の精神を発展・強化するという観点から、環境権などを憲法に明記してはどうかという考え方だ」(「加憲『新しい人権』など明記し補強 三原則は不変、九条は堅持を」(公明党『デイリーニュース』二〇〇二年一月六日)。

(56) 公明党『デイリーニュース』二〇〇四年一月二九日。神崎代表発言。

(57) 『朝日新聞』二〇〇四年四月二二日。

(58) 日本商工会議所「会議所ニュース」二〇〇四年七月七日。

(59) 自民党『憲法改正のポイント——憲法改正に向けての主な論点——』(二〇〇四年六月)。これについては、『月

刊憲法運動』三三三三三号（二〇〇四年八月号）二五頁以下を参照のこと。

(60) 自民党政務調査会・憲法調査会・憲法改正プロジェクトチーム『論点整理』二〇〇四年六月一〇日。

(61) 『公明新聞』二〇〇四年六月一七日、同年同月一八日、同年同月一九日。

(62) 民主党憲法調査会中間報告『創憲に向けて、憲法提言「法の支配」を確立し、国民の手に憲法を取り戻すために』（二〇〇四年六月二二日）。

(63) 自民党の『論点整理』、民主党の『中間報告』、公明党の『論点整理』とその批判については、『月刊憲法運動』三三三三三号（二〇〇四年八月号）における塚田哲之、吉田健一、植松健一の各論文、愛敬浩二「平和主義・立憲主義から遠ざかる改憲案 自公民の改憲（案）を読む」『前衛』七八一号（二〇〇四年九月号）七八頁以下、を参照のこと。

(64) 二〇〇四年六月一四日に成立した有事関連七法案とは、「国民保護法案」（国民の生命・財産を「守る」手続きを規定）、「外国軍用品等海上輸送規制法案」（武器などの海上輸送阻止のための臨検を可能に）、「米軍行動円滑化法案」（燃料などの物品・役務の相互提供などにより、米軍の行動を円滑化）、「自衛隊法改正案」（米軍行動円滑化法案に基づく物品・役務の相互提供の手續きを規定）、「交通・通信利用法案」（港湾、空港、道路、電波などの優先利用方法を規定）、「捕虜等取り扱い法案」（捕虜の拘束や抑留などの手續きを規定）、「国際人道法違反処罰法案」（ジュネーブ条約の違反行為への罰則を規定）。国際貢献活動を行う自衛隊と米軍の協力を強化した改正日米物品役務相互提供協定（ACSA）など三条約も承認された。

(65) 経団連『魅力ある日本——創造への責任（経団連ビジョン二〇二〇）骨子（改訂版）』一九九六年一〇月。

(66) 日本経団連 会長・副会長会議「政策本位の政治に向けた企業・団体寄付の促進について」二〇〇三年五月二二日。

(67) 日本経団連「優先政策事項」と「企業の政治寄付の意義」について「二〇〇三年九月二五日」。

(68) 日本経団連「企業の自発的政治寄付に関する申し合せ」二〇〇三年二月一六日。

- (69) 日本経済団体連合会『二〇〇四年第一次政策評価の発表』二〇〇四年一月二八日。
- (70) 宮原賢次「政党が政策立案能力を高めるための寄付が必要だ」『論座』二〇〇四年七月号一七四頁「一七五頁」。
- (71) 二一世紀臨調『政権公約（マニフェスト）の導入にむけた公職選挙法改正に関する緊急提言』二〇〇三年九月四日、同『総選挙にむけての緊急アピール』すべての政党に訴える』二〇〇三年九月三〇日、同『有権者への提言』総選挙を意義あるものとするための三つの方法』二〇〇三年一月二〇日。参照、同『第二次小泉内閣に対する緊急提言』二〇〇三年二月四日。
- (72) 経済同友会『首相のリーダーシップの確立と政策本位の政治の実現を求めて』二〇〇二年一月二二日、同『小泉第二次改造内閣に求める』二〇〇三年九月二二日。
- (73) 財界の働きかけと各党のマニフェスト作りの経過については、西尾勝・飯尾潤「検証・〇三秋、マニフェストはこう作られた」『中央公論』二〇〇四年五月号一一四頁以下。
- (74) 「日本人は何事も『トウ・レイト』だ。変化への対応が遅すぎる。」「現在イラクに自衛隊を派遣するか否かで揉めているが、これは典型的な例である。憲法改正問題も同様だ。大事な問題を先送りしているうちに、にっちもさっちも行かないような状況に見舞われる。」（奥田碩「緊急提言・この国を変える!」『文藝春秋』二〇〇四年一月号九四頁「一〇〇—一〇一頁」）。
- (75) 日本経済団体連合会「記者会見における奥田会長発言要旨」二〇〇四年四月二六日。
- (76) 「日本経団連第三回定時総会後の会見における奥田会長発言要旨」二〇〇四年五月二七日。
- (77) 経済同友会「代表幹事の発言・記者会見発言要旨」二〇〇四年五月二八日。
- (78) 佐々木毅「政権公約 デビューから定着の一〇年へ」『中央公論』二〇〇四年三月号一六六頁以下。
- (79) 飯尾潤「この機会に『マニフェスト』を定着させよ」『中央公論』二〇〇四年一月号三〇頁「三一頁、三三頁」。
- (80) 北岡伸一「『不安な勝利』と『価値ある敗北』—大政党制への歩みを歓迎する」『中央公論』「八二頁、八八頁」。

- (81) 新しい日本をつくる国民会議 (二一世紀臨調) メッセージ「政治改革一〇年によせて——政治改革から政権公約へ」二〇〇四年一月二十九日。
- (82) 新しい日本をつくる国民会議 (二一世紀臨調) 「参議院議員選挙のあり方に関する我々の見解——政権公約(マニフェスト)と参議院議員選挙の位置づけ」二〇〇四年四月七日、同「今こそ政権公約の達成度を見極めよ」『中央公論』二〇〇四年五月号一〇五頁「一〇五頁、一〇九頁以下」。後者の論文において、五月二二日に「第一回政権公約(マニフェスト)検証大会」を開催することを公表していた(一一三頁)は、同大会はHP (<http://www.sec.jp/>)で見ることが出来る。なお、「衆参両院制度の見直し」が「憲法改正に向けて真剣に議論されるべき重要事項の一つである」とも言う(一一二頁)。
- (83) 新しい日本をつくる国民会議 (二一世紀臨調) 「政権公約(マニフェスト)選挙のいつそうの推進のためのさらなる公職選挙法改正に関する緊急提言」二〇〇四年五月二十八日。
- (84) 経済同友会「政治の将来ビジョンを考える委員会」意見書『政治の将来ビジョンを考える委員会意見書』さらなる政治改革の推進を——マニフェスト・サイクルを根付かせるために——二〇〇四年三月一日。
- (85) 川村俊夫「戦争違法化の時代と憲法九条」学習の友社(二〇〇四年)四三—四四頁。
- (86) 岡田克也(米国ワシントンにおける講演)「新しい日本と二世紀の日米関係」二〇〇四年七月二十九日。
- (87) 「戦後、我が国は憲法第九条に基づいて専守防衛を選択しながら米国と同盟を結び、日本の安全保障政策を効果的に追及してきた。民主主義と自由主義経済という価値観を米国と大枠において分かち合い、同国と安全保障・経済両面で緊密な関係を構築してきたことが、戦後我が国の安全と繁栄に大きく貢献してきたことを我々は評価する。国民の安全確保は、国家にとって最も基本的な義務であり、日本の平和と安全を守るためには、日本自身の外交防衛努力が基本となることは言うまでもないが、これと並んで、日米安全保障条約が我が国の安全保障政策の最も重要な柱であるとの認識を我々は持つ。」(「民主党安全保障基本政策」一九九九年六月二四日)。なお、民主党憲法調査会会長

- 枝野幸男「独自主張では進まず」『毎日新聞』二〇〇五年五月三日も参照のこと。
- (88) 岡田克也「二〇一五年、日本復活ビジョン」二〇〇四年八月二十四日。
- (89) 自民党『憲法改正草案大綱(たたき台)』——「己も他もしあわせ」になるための「共生憲法」を指して「二〇〇四年十一月十七日。憲法会議『月刊憲法運動』三三七号(二〇〇五年一月号)一九頁以下も参照。これへの批判については、渡辺治「『自民党・憲法改正草案大綱』は何を狙うか」『前衛』七八七号(二〇〇五年二月号)五二頁以下、隅野隆徳「自民党『憲法改正草案大綱』の危険性(上)(下)」『月刊憲法運動』三三七号(二〇〇五年一月号)一一頁以下、三三八号(同年二月号)二頁以下、小沢隆一「自民党・憲法改正草案大綱(たたき台)を叩く」九条の会『自民党改憲案の検討 九条と「戦争する国」(二〇〇五年) 四頁以下を参照。
- (90) 『北日本新聞』二〇〇四年二月五日。
- (91) 第七一回自民党大会『平成一七年党運動方針——立党五〇年 新たな挑戦が始まる——』二〇〇五年一月一八日。
- (92) 「草案策定に向けて始動 新憲法起草委員会が初会合」『デイリー自民』二〇〇五年一月二十四日、『共同通信』二〇〇五年一月二十四日。
- (93) 『自民党新憲法起草委員会中間報告(未定稿)』二〇〇五年三月。これについては、独自に入手済み。
- (94) 日経調は、そのHPによると、「日本経済の発展に寄与することを主目的に、内外の経済・政治・社会・文化・教育・技術ならびに企業経営をはじめとする中長期の基本問題を幅広い視野に立って調査研究する機関として、一九六二年三月一三日、経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会の経済界四団体の協賛を得て任意団体として設立されました(一九六七年八月三一日に社団法人格を取得)。」
- (95) 日本経済調査協議会(日経調)調査専門委員会「葛西委員会」提言『憲法問題を解く』(二〇〇四年七月二十九日)三〇頁。
- (96) 経済同友会イラク問題研究会「イラク問題研究会意見書——戦闘終了後の新たな安全確保・人道復興支援体制の

構築に向けて——恒久法の制定と「日本型CMMC」の創設』二〇〇四年一月二四日。

(97) 日本・東京商工会議所「憲法問題に関する懇談会」『憲法改正についての意見Ⅱ中間とりまとめ』二〇〇四年二月一七日。

(98) 日本経団連「優先政策事項」二〇〇四年一月二四日。

(99) 日本経団連「優先政策事項」二〇〇五年二月七日改定。

(100) 日本経団連「わが国の基本問題を考える——これからの日本を展望して」二〇〇五年一月一八日。

(101) 安全保障と防衛力に関する懇談会『安全保障と防衛力に関する懇談会報告書——未来への安全保障・防衛力ビジョン』二〇〇四年一〇月四日。

(102) 枝野幸男「自民党こそ究極の護憲政党だ」『論座』二〇〇五年四月号一〇六頁「一〇七頁」。

(103) 衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』(二〇〇五年四月一五日) 一三三—一三四頁、三〇八頁。参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』(二〇〇五年四月二〇日) 七六頁も参照のこと。なお、両報告書の紹介とその批判については、『憲法調査会報告書』総批判『月刊憲法運動』三四〇号(二〇〇五年五月特別号)を参照。

(104) 憲法改正について「議論した結果、改正することがあってもよい」との回答が五七%、「改正に向けて積極的に議論すべきだ」が二五%で、憲法改正の容認・積極派が合わせて八〇%を超えた。改憲容認派は前回調査(二〇〇一年三月)の七七%からさらに増加したという。改正すべき対象を二つまで挙げてもらったところ「憲法九条と自衛隊」(五三%)がトップ、次に「知る権利・プライバシー保護」(二七%)、「内閣・議会制度」「国際貢献」(いずれも二五%)の順だった、という。

(105) 「反対」(二三%)「どちらかといえば反対」(三六%)と回答した反対論が五九%に上ったという。「賛成」(一三%)「どちらかといえば賛成」(二四%)の賛成論は三七%にとどまった。反対理由は「貢献や支援にはほかのやり

- 方がある」との回答が最も多く三五％。次いで「犠牲者が出る恐れがある」二七％、「派遣に歯止めがなくなる」二五％、「海外派遣そのものに反対」が二二％。
- (106) 以上については、『西日本新聞』二〇〇四年一月一日。
- (107) 元防衛庁局長・新潟県加茂市長小池清彦さん「隊員との『契約違反』」『西日本新聞』二〇〇三年十二月一〇日。
- (108) 『朝日新聞』二〇〇五年四月五日。なお、検討事項の一つに「安全保障基本法」に挙げられている。ちなみに、同年三月中旬ごろの「中間報告」（未定稿）では、「集団的自衛権については、その範囲をいかに規定するかについては今後、議論の余地がある。」「安全保障基本法」において「集団的自衛権の具体的な行使要件を規定すべきとの意見であった。」とまとめられていた（『自民党新憲法起草委員会中間報告』（未定稿）二〇〇五年三月）。
- (109) 『読売新聞』一九九四年一月三日。
- (110) 中曾根康弘『二一世紀日本の国家戦略』PHP研究所（二〇〇〇年）一六七頁。
- (111) 世界平和研究所『憲法改正試案』二〇〇五年一月二〇日。参照、『月刊憲法運動』三三八号（二〇〇五年二月号）二八―二九頁。
- (112) 山崎拓『憲法改正』生産性出版（二〇〇一年）二七頁。
- (113) 鳩山由紀夫「自衛軍を創設せよ 私の憲法改正試案」『文藝春秋』二〇〇四年五月号一五八頁「一六二―一六三頁」。
- (114) 創憲会議（米沢隆グループ）『「創憲」を考えるための提言』二〇〇五年二月一四日（参照、『月刊憲法運動』三三八号（二〇〇五年二月号）三〇頁以下）。
- (115) 憲法改正の内容上の限界の問題については、小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール・憲法〔第四版〕』別冊法学セミナー一四九号（一九九七年）三九〇―三九一頁「浦田一郎執筆」、芹沢斉「憲法改正行為の限界」『憲法の争点〔第三版〕』（一九九九年）二九〇―二九一頁、赤坂正浩「戦後憲法学における憲法改正限界論」全国憲法研究会

編『憲法問題14』三省堂（二〇〇三年）一二二頁以下などを参照のこと。

(116) なお、言うまでもなく、理論的に憲法第九条「改正」が憲法改正の限界内であると解する立場にあつても、実際、憲法第九条の「改正」に賛成するかどうかは事実上の問題として別次元の論点である。

(117) 例えば、法学協会編『注解日本国憲法・下』有斐閣（一九五四年）一四二八頁、小林直樹『新版 憲法講義・下』東京大学出版会（一九八一年）五六一頁、芦部信喜『憲法』岩波書店（一九九三年）三一〇頁、など。

(118) 佐藤功『ボケット註釈全書憲法 新版・下』有斐閣（一九八三年）一二五四頁、吉田善明『日本国憲法論・新版』三省堂（一九九五年）四六七―四六八頁。

(119) 参照、浦部法穂『全訂・憲法学教室』日本評論社（二〇〇〇年）二八頁、四〇三―四〇七頁。

(120) 第五百十九回国会参議院憲法調査会第七回・二〇〇四年五月二二日。

(121) 松岡完・広瀬佳一・竹中佳彦編著『冷戦史』同文館出版（二〇〇三年）三二八頁〔松岡・竹中報筆〕を参照。

(122) 表現の問題を含め「国際貢献」論の問題点については、森英樹『憲法の平和主義と「国際貢献」』新日本出版社（一九九二年）、森英樹『国際協力と平和を考える五〇話』岩波ジュニア新書（二〇〇四年）を参照。

(123) イラク戦争の問題については、「特集イラク戦争 中東研究者が鳴らす警鐘」『現代思想』三一巻五号（二〇〇三年四月臨時増刊）を参照。自衛隊のイラク派兵問題については、山内敏弘「法律時評・衆議院選挙結果とイラク派兵問題」『法律時報』九三九号（二〇〇四年七六巻一号）一頁以下、倉持孝司「法律時評・自衛隊のイラク「派遣」と

国会審議」『法律時報』九四二号（二〇〇四年七六巻四号）一頁以下を参照。

(124) 自民党はイラクへの自衛隊派兵を「国際的な責務」とまで説明している（『自由民主』二〇〇三年七月八日）

(125) 参照、森住卓『イラク 湾岸戦争の子供たち 劣化ウラン弾は何をもたらしたか』高文研（二〇〇二年）。

(126) 湾岸戦争については、浅井隆「仕組みられた湾岸戦争」東洋経済新報社（一九九一年）、松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』日本評論社（一九九三年）、ラムゼー・クラーク著、中平信也訳『ラムゼー・クラーク湾岸戦争』地湧社

(一九九四年)、などを参照。

(127) それゆえ、浦部法穂は、今の改憲論は現憲法の廃棄と新憲法の制定になるので、現憲法の改正手続きでそれを行うことは憲法上許されないととして、参議院憲法調査会において次のような手続きによるしかないと陳述している。

「国民投票における投票権者総数、これは投票総数という意味ではございません。投票権者総数の過半数の賛成を必要とすると。つまり、国民の過半数が確実に新憲法の制定、現憲法の廃棄と新憲法の制定に賛成しているということが確認できるような手続というものを取るべきであろう」(第百五十九回国会参議院憲法調査会第七回・二〇〇四年五月二二日)。浦部法穂「憲法『改正』とはどういうことなのか」法学館憲法研究所HP『今週の一言』二〇〇四年五月三十一日も参照。

(128) 憲法「改正」のために与党が目論んでいる国民投票法案については、「資料・憲法『改正』国民投票法案」『憲法運動』三三九号(二〇〇五年三月号)二四頁以下、「自民・公明両党憲法改正国民投票法案骨子」『しんぶん赤旗』二〇〇五年三月二七日を参照のこと。

(129) 日本経団連『わが国の基本問題を考える——これからの日本を展望して』二〇〇五年一月一八日。

(130) 民主党ニュース・トピック「民主党は『政権準備政党』岡田代表、会見で『脱・野党宣言』」二〇〇五年二月二二日。

(131) なお、経済団体や政党などの提言やコメントの多くは、それぞれのホームページに掲載されているものを使用している。なお、「新しい日本をつくる国民会議」いわゆる二一世紀臨の提言などについては、「財団法人・社会経済生産性本部」のHPを参照のこと。